

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

〔第二節 動物取扱業の規制（第十条—第二十四条）〕

目次中 第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置（第二十五条）

第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第二十六条—第三十三条）

第五節 動物愛護担当職員（第三十四条）

〔第二節 第一種動物取扱業者（第十条—第二十四条）〕

第三節 第二種動物取扱業者（第二十四条の二—第二十四条の四）

を 第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置（第二十五条）

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第二十六条—第三十三条）

第六節 動物愛護担当職員（第三十四条）

に改

める。

第一条中「虐待」の下に「及び遺棄」を、「その他」の下に「動物の健康及び安全の保持等の」を加え、

「を防止する」を「並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図る」に改める。

第二条に次の二項を加える。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

第六条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項

第七条第一項中「の責任」を「動物の愛護及び管理に関する責任」に改め、「加え」の下に「生活環境の保全上の支障を生じさせ」を加え、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八条中「当該動物の」の下に「種類、習性、供用の目的等に応じて、その」を加え、「行い、理解されるように努めなければならない」を「しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

第九条中「について、」を「について」に改め、「指導」の下に「をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせること」を加える。

〔第二節 動物取扱業の規制〕を〔第二節 第一種動物取扱業者〕に改める。

第十条の見出しを「（第一種動物取扱業の登録）」に改め、同条第一項中「哺乳類」を「哺乳類」に、「及び次節」を「から第四節まで」に改め、「代理を含む。次項」の下に「第十二条第一項第六号及び第二十条の四」を、「提供を含む。次項」の下に「及び第二十四条の二」を加え、「「動物取扱業」を「この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」に、「第二十五条第一項及び第二項並びに第四節」を「から第五節まで（第二十五条第四項を除く。）」に改め、同条第二項第四号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第六号中「この節」の下に「及び次節」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業（犬猫等（犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。）の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

- 一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別
- 二 販売の用に供する幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあつては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。）の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に

関する計画（以下「犬猫等健康安全計画」という。）

第十一条第一項中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改める。

第十二条第一項中「関する基準に適合していないと認めるとき」の下に「若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十号）第十条第二号（同法第九条

第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関

する法律（平成四年法律第七十五号）第五十八条第一号（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十九条第二号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十二条第一号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第六号（同法第二十一條第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条（同法第五十八条第一号、第五十九条第二号、第六十二条第一号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若

しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第五号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第五号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第十三条第二項中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第十四条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、「第十条第二項第四号」の下に「若しくは第三項第一号」を加え、「を変更し、又は飼養施設を設置しようとする」を「の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をし、飼養施設を設置しよう」とし、「又は犬猫等販売業を営もうとする」に、「書類を添えて、同項第四号又は第六号に掲げる事項を」を「ところにより、」に改め、同条第二項中「動物取扱業者は、」を「第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は」に改め、

〔第四号を除く。〕」の下に「若しくは第三項第二号」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業を営む者（以下「犬猫等販売業者」という。）は、犬猫等販売業を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十五条（見出しを含む。）中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改める。

第十六条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同項第五号中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同条第二項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

第十七条中「当該動物取扱業者」を「当該第一種動物取扱業者」に改める。

第十八条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

第十九条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、第五号を第六号とし、同項第四号中「第四号又は第六号」を「第三号又は第五号から第七号まで」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

第二十条及び第二十一条中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改める。

第二十一条の次に次の三条を加える。

(感染性の疾病的予防)

第二十一条の二　第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病的予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(動物を取り扱うことが困難になつた場合の譲渡し等)

第二十一条の三　第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になつた場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
い。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとすると者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

第二十二条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第三項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(犬猫等健康安全計画の遵守)

第二十二条の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならぬ。

(獣医師等との連携の確保)

第二十二条の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

(終生飼養の確保)

第二十二条の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二条の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するため引渡し又は展示をしてはならない。

(犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等)

第二十二条の六 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至つた日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を

都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該期間が開始した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
- 二 当該期間中に新たに所有するに至つた犬猫等の種類ごとの数
- 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた犬猫等の当該区分ごと及び種類ごとの数
- 四 当該期間が終了した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
- 五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間に内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したとき

を除き獸医師による検査を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検査書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

第二十三条第一項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に改め、同条第二項中「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「前条第三項」を「第二十一条の四若しくは第二十二条第三項」に改め、「認めるとき」の下に「又は犬猫等販売業者が第二十二条の五の規定を遵守していないと認めるとき」を加える。

第二十四条第一項中「前三条」を「第二十一条から前条まで」に、「動物取扱業者」を「第一種動物取扱業者」に、「当該動物取扱業者」を「当該第一種動物取扱業者」に改める。

第三十四条第一項中「第二十四条第一項」の下に「（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「次項」の下に「及び第四十一条の四」を加える。

第三章第五節を同章第六節とする。

第二十六条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項

第二十七条第一項第一号中「及び第六号」を「から第七号まで」に、「並びに」を「」に改め、「方法」の下に「並びに特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置」を加え、同項第一号口中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改める。

第二十八条第一項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三章第四節を同章第五節とする。

「第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置」を「第三節 周辺の生活環境の保全等に係る措置」に改める。

第二十五条第一項中「起因して」を「起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告する。

ることができる。

第三章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十一条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うこと）を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 飼養施設の所在地

三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法

四 主として取り扱う動物の種類及び数

五 飼養施設の構造及び規模

六 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

（変更の届出）

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第二種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る